

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ
**テイクアウトやテラス営業などのための
道路占用許可基準の緩和措置を延長します**

一宮市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、テイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和2年11月30日までとしていたところですが、このたびは令和3年3月31日まで延長することとしました。



イメージ

緩和措置のポイント（赤字部分が変更点）

内容	① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u> であること ② 「 <u>3密</u> 」の回避や「 <u>新しい生活様式</u> 」の定着に対応すること ③ <u>テイクアウト、テラス営業などのための仮設施設の設置</u> であること ④ <u>施設付近の清掃等</u> にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※1による一括占用※2 ※1 <u>地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体</u> など (道路占用許可申請には、地方公共団体からの支援等に関する意見書等が必要です。) ※2 <u>個別店舗ごとの申請はできません。</u>
場所	原則歩道において、沿道店舗側とする。 ※歩道上に設置する場合には、歩行空間を交通量の多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上確保。
占用料	免除（施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占用期間	令和3年3月31日まで （令和2年11月30日までを延長）

【お問い合わせ】

一宮市 建設部 道水路管理課 占用グループ
〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎8階
電話：0586-28-8653 ファクス：0586-73-9216